

**現実の 第 115 回広島 2 人デモ**2014 年 11 月 21 日（金曜日）18:00 ～ 19:00
毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎ですThere is no safe dose of radiation
「放射線被曝に安全量はない」
世界中の科学者によって一致承認されています。

本日衆議院解散 総選挙

総選挙の本当の争点は原発問題 被曝問題です 誤魔化される鹿児島県民 その3

本日のトピック

- 消費税引き上げ法通りに実施して、国民になんの信を問うのか？
- アベノミクスはうまくいっているのか？
- 「たなぼた」総選挙－本当の争点は原発・被曝問題

- 放射能汚染拡大中の日本で原発の再稼働はあり得ない
- 「原発立地自治体」の範囲はどこまでか
- ポスト・フクシマ時代の「立地自治体」概念
- 100km 圏も避難の対象
- 250km 圏もあるいは「原発立地地元」
- 「原発再稼働反対決議」、「原発立地自治体宣言」を出すこと

消費税引き上げ法通りに実施して、国民になんの信を問うのか？

本日衆議院が解散されました。12 月 14 日投開票で総選挙です。表 1 は 11 月 18 日国会解散を表明する安倍晋三首相の記者会見での論点を整理した表です。この人の言葉はいつもいろいろ飾り立てる言葉が多く、飾り立ての言葉を剥ぎ取って、なぜ国会を解散し、衆議院選挙を行うのか、という安倍氏の論点を整理すると表 1 のようになります。最後の最後まで整理できなかったのが、「信」を問うテーマです。理由説明からすると明らかに「B. 2015 年 10 月に予定している 10% 消費税引き上げを延期する」ことで信を問う、と読めるのですが、これは**別に信を問う必要のないこと**です。というのは 2013 年 5 月 31 日に成立した消費税引き上げ法（正確には『**社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律**』）では、2014 年 4 月に 8% に引き上げ、2015 年 10 月に 10% に消費税を引き上げることが明記されていますが、いわゆる**経済条項がついており、経済情勢によって引き上げの延期あるいは停止をしてもよい、その判断は 2014 年 12 月に行う、となっており、この法律通り、安倍内閣は延期の判断をただけの話で、国会で可決成立した法律通りのことを実施するだけ**で、べつだん、国民の信を問う必要は全くないからです。

従って法律に書いていない部分、すなわち「A. 10% 引き上げを 2017 年 4 月に実施する」ことで国民の信を問う、というのなら筋が通ります。しかし、なぜ 18 カ月延期なのか、現在の「消費税引き上げ法」を改正するのか、それとも廃案にして新たな法を出すのかわかりません。少なくとも**法案の骨子を示してもらわないと、信を問うといわれても判断のしようがありません**。第一、今から 2 年半後の事を論点にして、現在の内閣が信を問う、という話も筋がとおりません。つまり記者会見をよく読む限り、記者会見の解散理由説明は、どうもウソくさいな、ということがわかります。

安倍氏が国会を解散して総選挙を実施したい本当の理由は、これは憶測の範囲をでませんし、このチラシのテーマでもありませんので、脇に置いておくとして、私たちにっては降って湧いたような、いわば「棚からぼた餅（私は大好きです）」の総選挙、この選挙の本当の争点は何だろうか、という点がこのチラシのテーマです。

**表 1 安倍首相衆院解散記者会見 解散理由説明
論点要約—2014 年 11 月 18 日**安倍首相—2014 年 11 月 21 日に国会を解散し、
総選挙を実施し国民に信を問う**● 信を問うテーマ**

- A. 【消費税 10% 引き上げを 2017 年 4 月とする】
- B. 【2015 年 10 月に予定していた消費税引き上げ 10% を延期する】

（記者会見を読む限り上記のいずれなのかは判然としない）**● 理由**

1. 2014 年 GDP 速報値では日本経済は成長軌道に戻っていない。
2. 速報値では個人消費が 1 年前と比べ（**2013 年 10 月～2014 年 9 月の間**）2% 以上減少している。
3. 2014 年 4 月に実施した消費税引き上げ 3% が（**5% から 8% へ**）大きな重しとなっている
4. 2015 年 10 月にさらに 2% 引き上げれば個人消費を再び押し下げ、デフレ脱却も再び危うくなる。

（理由説明だけ聞いていると B. が「信」を問うテーマのようにも）**● 客観経済情勢認識**

1. 政権発足以来雇用は 100 万人増加した
2. 有効求人倍率は 22 年ぶりの高水準である
3. 企業の収益が増えた
4. 今春平均 2% 以上給料がアップした
5. 景気的好循環がまさに生まれようとしている

（情勢認識は理由説明の 1. と 2. に矛盾しているが）**● 国会解散のタイミング**2014 年 12 月解散は、来年度予算（**2015 年度予算**）に遅滞をもたらさないギリギリのタイミングである

（国会の予算審議には通常 2 カ月かかる。もし 2015 年 1 月 1 日に政府予算案が提出できれば、2 月、3 月の審議で 3 月末に、なるほど、ギリギリ新年度予算が成立する。しかしそれは 1 月に政府予算案が提出できるという絶対条件付き）

● その他の重要事項

1. 財政再建の旗を降ろすことはない
2. アベノミクスは失敗ではない。
3. 安倍政権の経済政策が正しいのか間違っているのか選挙戦を通じて明らかにしていく
4. デフレ脱却のチャンスをようやくつかんだ

【参照資料】首相官邸 Web サイト「安倍内閣総理大臣記者会見」
（2014 年 11 月 18 日）

アベノミクスはうまくいっているのか？

今回総選挙の本当の争点はなにかという話題の前に、安倍首相が前述記者会見で、「アベノミクスは決して失敗ではない」「デフレ脱却のチャンスをやよくつかんだ」と主張している点を見ておきましょう。そもそも**アベノミクスとはどういう経済政策なのか**、の話を押さえておかねばなりません、このチラシで扱えるテーマではないので、簡単に「**お金を市場に溢れさせて（超金融緩和政策。このため国債を大量に発行して日銀に引き受けさせる、終戦直後の日銀がまだ政府に従属していた時代の政策の復活まがいのことまでやってのけました。今は「日銀は政府に従属す」、といった案配です）**お金の価値を下落させ、一方で、国債発行で入手した政府資金を、巨大金融機関や大手企業を中心にばらまく」政策、と実もフタもなく理解しておきます。

過去 1 年間 GDP は 1.1% 縮小

安倍首相の記者会見では、2014 年 7 月～9 月 3 ヶ月間の GDP 速報値を見ると、「日本経済は成長軌道に戻っていない」、個人消費が 1 年間で 2% 以上減少した、これは 2014 年 4 月に実施した消費税増税（5% から 8%）が重しとなっているせいである、と分析しています。そしてこの 2 点を、「消費税引き上げ延期」の直接判断材料としてあげています。図 1 が内閣府・国民経済計算部が公表した GDP 速報値のうち実質 GDP の過去 15 ヶ月間の推移です。ここ 1 年に限ると、-1.1% の成長率で、安倍首相のいう「成長軌道に戻っていない」という表現よりも、むしろ縮小傾向にある、と表現した方が適切です。その理由は、**外需寄与率（輸出による寄与）**が 2014 年 4 月～6 月期を除いてずっとマイナスであることがあげられます。（図 2「内外需寄与率の推移」参照のこと）これは当然の話で、日本は 2009 年にはすでに GDP に占める純輸出の寄与率が 0.7% となっており（同年中国は 5.7%、ドイツは 7.9%、オランダ 4.9%、韓国 5.2%、ロシア 7.9% など）、**輸出立国ではなくなっている上に、アベノミクスのために急激な円安が誘導され、「国富」が流失しているからです。つまり日本は、円安誘導しても外需寄与率が上昇する体質ではなくなっているのです。（確かに為替差益が輸出企業に利益をもたらしましたが、ドル建て輸出額が増加しているわけではありません）**

家計消費は 3% 縮小

安倍首相は記者会見で、「民間消費は 2% 以上減少」と述べましたが、確かに民間消費は 2.4% も減少しています。（図 3 参照のこと）

それより何より、日本の GDP の 60% を占める家計経済セクターの縮小が痛手です。家計消費はこの 1 年間で、3% も縮小しています。（図 4 参照のこと）これをさらに「**持ち家の帰属家賃**」を除く**家計経済消費**で見ると、**-3.3%**となり（図 5 参照のこと）、家賃部分を除いてみるとさらに大きな消費縮小となっていることがわかります。この 1 年間、実質的な日本経済は縮小している、その大きな理由は、家計消費の縮小にある、と簡単にまとめればこのようになります。家計消費が縮小した理由は明らかでしょう。表 2 をみれば、**日本の勤労者の実質賃金は 2012 年、2013 年、そして今年 2014 年もずっと下がり続けています。**つまり安倍政権ができてから一貫して下がり続けているわけです。これで家計消費があがるわけがありません。

ですから、アベノミクスは、巨大金融機関や大企業、資産家、株式投資家、いってしまえばお金持ちの利益をさらに増やすという意味なら大成功です。ところが、GDP を大きくする（この GDP も金融成長による上げ底 GDP では仕方ありませんが）、实体经济を成長させる、国民経済を豊かにする、特に一般勤労家計を楽にするという意味なら大失敗、ということになります。結局アベノミクスがうまくいっているかどうかは、自分が置かれた立場によって評価が分かります。

2014 年 7 ～ 9 月期四半期別 GDP 速報

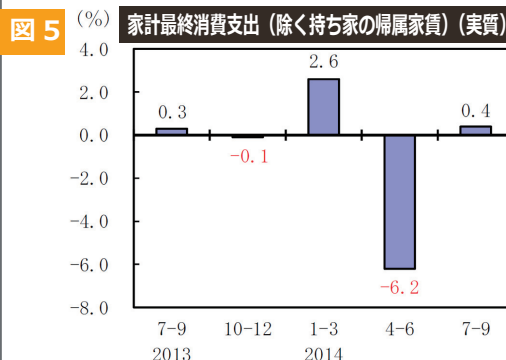
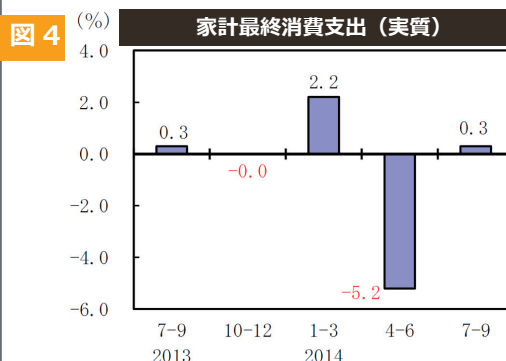
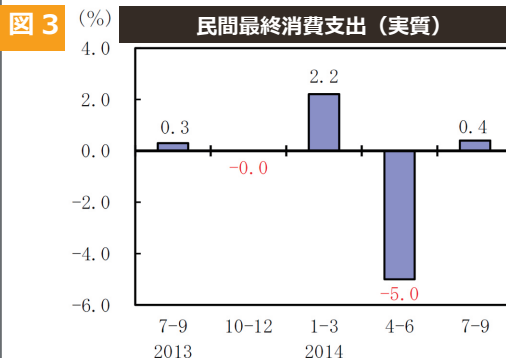
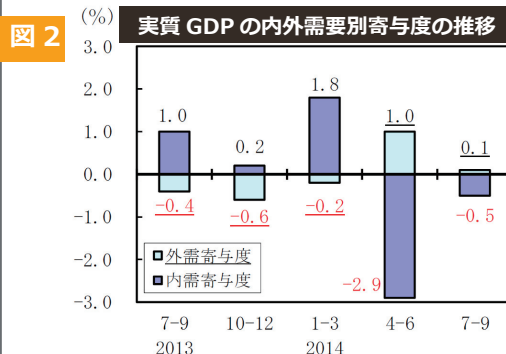
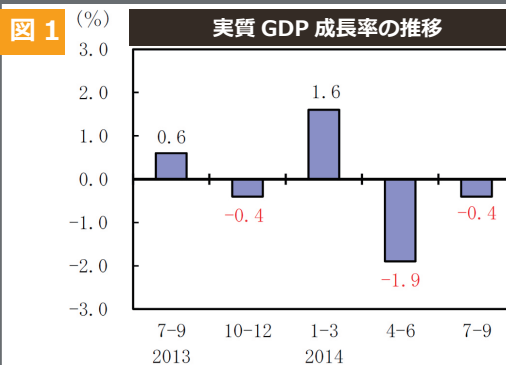


表 2 日本の実質賃金指数

（事業所規模 5 人以上）
（2010 年平均 = 100）

時系列	調査産業計	前年比
2010 年	100.0	1.3 %
2011 年	100.1	0.1 %
2012 年	99.4	-0.7 %
2013 年	98.9	-0.5 %
13 年 4 月	86.2	0.7 %
5 月	84.5	0.2 %
6 月	137.7	0.3 %
7 月	113.6	-1.0 %
8 月	85.2	-2.0 %
9 月	82.7	-1.5 %
10 月	83.3	-1.5 %
11 月	86.4	-1.4 %
12 月	169.6	-1.3 %
14 年 1 月	84.2	-1.8 %
2 月	81.8	-2.0 %
3 月	86.2	-1.3 %
4 月	83.3	-3.4 %
5 月	81.3	-3.8 %
6 月	133.3	-3.2 %
7 月	111.7	-1.7 %
8 月	82.6	-3.1 %
9 月	80.2	-3.0 %

【参照資料】厚生労働省 毎月勤労統計調査 実質賃金指数時系列表 2014 年 9 月 30 日

【参照資料】内閣府 経済社会総合研究所 国民経済計算部「2014(平成 26) 年 7 ～ 9 月期四半期別 GDP 速報 (1 次速報値)」2014 年 11 月 17 日
http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/so_kuhou/gaiyou/pdf/main_1.pdf

「たなぼた」総選挙－本当の争点は原発・被曝問題

先ほどの記者会見で安倍首相は、「今度の選挙ではアベノミクスが問われている」、「アベノミクスに替わる経済成長政策があるのか?」という意味合いのことを述べていますが、私たち一般勤労者の立場からいえば、アベノミクスは要らないから、2011 年末の実質賃金レベル、物価レベルに戻して置いてくれ、後は静かに消えてくれ、というしかありません。

しかし、2012 年 12 月に自民党とあくまで政権与党に止まって「現世利益（げんせいりやく）」を貪ろうとする公明党が大勝して、アベノミクスなどと余計なことをする安倍政権が誕生した時、今後 4 年間は、総選挙はない、「反原発」は大きく後退する、と覚悟した私たちにとって、今回総選挙は、「棚からぼた餅」の「たなぼた」総選挙です。一貫して「反原発・反被曝」を旗印に広島 2 人デモを続けている私たちにとっては、「果報は寝て待て」ならぬ、「果報はデモして待て」です。

実際に、私たち日本の社会において、最大の政治課題は、東電福島第一原発をどうするか、そしてフクシマ事故で生じた大量の放射能から「国民の健康と生命」をどう守るかです。これ以上の政治課題は見当たりません。東電福島第一原発の、特に 1 号炉から 3 号炉の中の、核燃料溶融放射性物質（デブリ）は、いつ爆発するかわからない「放射能のスーパーボルケーノ」です。このスーパーボルケーノは別としても、今や巨大な「核のゴミ捨て場」となった観のある、東電福島第一原発敷地は、あらたな放射能リスク源として私たちの社会に立ちふさがっています。実際東電福島第一原発敷地の放射線線量率は、時間が経つごとに悪化しています。図 6 は同敷地の、2014 年 8 月から 10 月のわずか 2 ヶ月間の、放射線空間線量率の推移をしめたものです。

1 号から 4 号機の原子炉建て屋付近が相変わらずひどい放射能汚染状態なのはやむを得ませんが、事故から 1 年間は、空間線量率 1 μ Sv/h を保ってきた、敷地境界あたりは、敷地全体が汚染ガレキや汚染水など高レベル、低レベル放射性廃棄物の「ゴミ捨て場」化するに従って、どんどん放射能汚染が進んでいます。もうどこを探しても、空間線量率で 1 μ Sv/h などといったエリアはほとんど見当たりません。

東電福島第一原発敷地といっても、空間自体は福島県を中心とする日本の社会とつながっているのですから、これは日本の社会の放射能汚染が進んでいることを意味しています。これに対して、安倍自民党政権や原子力規制委員会など、放射能規制当局は現在のところ有効な手を打っていません。

原子炉内デブリの処理はもちろん、巨大な核のゴミ捨て場と化した第一原発の対応にしても、国家事業になります。東京電力 1 社ではどうにもなりません。つまりは国政上の最大課題というわけです。



【参照資料】東京電力 web サイトからサーベイマップ建屋周辺
<http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/f1/surveymap/index-j.html>

放射能汚染拡大中の日本で原発の再稼働はあり得ない

東電福島第一原発の現状（繰り返しますが、福島原発は今も異常な値の放射能を出し続けていること、原子炉内デブリが放射能のスーパーボルケーノ状態であり、いつ爆発するかわからない状況に加えて、汚染水問題を含めて第一原発敷地が新たな放射能汚染のリスク源化しつつあることを指しています）、原発一般が事故を起こさなくても運転・稼働すれば、不断に放射能を環境に放出し続けること（国際放射線防護委員会－ICRP 勧告の表現を借りれば、計画被曝状況）を考えれば、まともな市民良識の感覚からすれば、今現在の状況では、「原発の再稼働」はあり得ない、ということにはなるのですが、現実はどうなっていない、原発の再稼働に向けて急ピッチでことが進んでいる、これが現実です。

原発の再稼働へ向けて急ピッチでことが進んでいる、この基本的要因は、現在日本の政治権力を握っている安倍自民党－公明党連立政権が、日本の社会に原発は必要とし、原発再稼働を推進しているためです。ですからこれも国政上の問題、今回総選挙で、何党でも構わないのですが、日本の社会から原発を即時追放することを基本政策として掲げる政治勢力が、政治権力を握ってしまえば、180度転換します。

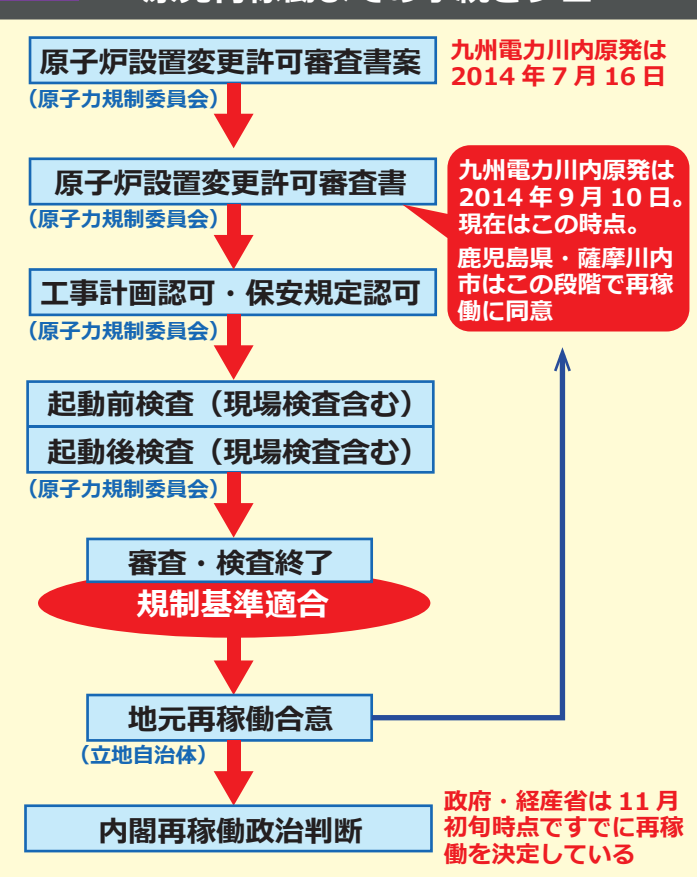
たしかに、日本政府が「原発即時ゼロ政策」に舵を切れば、現在の電力会社のほとんどは倒産あるいは倒産状態になり（**原発を持たない沖縄電力を除く**）、また電力会社がカネを出し合って作っている原発専門電力卸売会社・日本原子力発電や、同じく日本の電力会社がカネを出して作っている核燃料サイクル事業会社・日本原燃は確実に倒産します。このため、日本の原発事業会社に相当の投融資をしている日本の巨大金融機関や大手地方銀行、あるいは巨大保険会社の業績は悪化するでしょう。

あるいは株式市場は大混乱におちいるかも知れません。しかし、日本の社会は、こうした電力会社や巨大金融機関などのために存在しているのではなく、私たちが健康で安全に暮らすために存在しているのですから、一時的にこうしたことが起こってもやむを得ません。また電力会社が倒産してしまったからといって、発電や電気の送配電事業に大きな支障がでると思えません。電力会社倒産と同時に、電力会社の設備や人材をそっくり引き継いだ新会社を、国やあるいは地方自治体などが資金を注入して設立し、事業を継続すれば済むことです。それに、原発をゼロにしたからといって、これまで日本の社会が育んだ原発や放射能に関する専門家が不必要になるわけでもありません。それどころか、東電福島原発の本格的な終息、そして最終的な廃炉、あるいは各電力会社が作った原発の廃炉、さらには核燃料サイクル事業の廃止事業、そしてこれまで溜め込んだ膨大な量の使用済み核燃料及び高レベル・低レベル放射性廃棄物の安全化事業など、ますますこうした専門家は必要となってきます。

現実には再稼働の方向に向かっている

しかし現実には、今の安倍自民党・公明党連立政権が牽引車となって、原発は再稼働の方向に向かって進んでいます。こうした人たちは、なぜ再稼働が可能だと考えているかという点、結局は、「放射能は一度に大量に浴びない限りは、人体に害がない」と考えているからだ、「放射線被曝に安全量はない」「放射能は極低線量でも人や状況によっては人体に深刻な害をもたらす」とは、考えていない、という点につきます。この考え方の違いが、今の状況下で原発再稼働をすべきか、すべきでないかをくっきりと分ける、決定的な違いになっているのだ、と私は思います。

表3 原発再稼働までの手続きフロー



【参照資料】『実用発電原子炉に係わる新規規制基準について』2013年7月原子力規制委員会など。

図7



「原発立地自治体」の範囲はどこまでか

「大量の放射能でない限りは害がない」

実際「放射能は一度に大量に浴びない限りは、人体に害がない」と考えている人は原発再稼働を躊躇なく推し進めます。

最近の代表例は、九州電力川内原発の再稼働に、原発立地県の首長として「同意表明」した伊藤祐一郎鹿児島県知事に求められます。伊藤氏は、同意表明した後の記者会見で、「**5 μ Sv/h**という空間線量率に触れ、**そのレベルの放射能は、人に被害は起こらない**」と述べています。（『まぼろしの 115 回広島 2 人デモチラシ』11 頁表 5-2 の⑨を参照のこと）空間線量率で「5 μ Sv/h」といえば、このチラシの 3 頁図 6 で示す東電福島第一原発敷地に例をとれば、正門をくぐって免震重要棟に向かう路上の途中で経験する空間線量率です。**5 μ Sv/h**の空間線量率といえば、年間積算被曝線量（ICRP 実効線量）に換算すると、約**32mSv**となります。伊藤氏は 32mSv の実効線量でも「そのレベルの放射能は、人に被害は起こらない」と述べ、さらに「普通に生活していても良い」と断言します。「被曝線量が 1mSv 以下でも人や状況によっては深刻な健康被害をもたらす」と考えている人たちは、全く対照的なコントラストを、伊藤氏は見せています。実際に、「放射能は一度に大量に浴びない限りは、人体に害がない」とでも考えない限りは、フクシマ事故による放射能の危険に覆われている今の日本の社会の中で、原発を再稼働させようとは誰も思わないでしょう。

規制基準適合性審査はまだ終了していない

『まぼろしの 115 回広島 2 人デモチラシ』のおさらいとはなりますが、現在日本で原発を再稼働させようとしている人たちが、いかに焦っているかは、同意表明をした伊藤鹿児島県知事に典型的に見ることができます。九州電力川内原発は、再稼働のためには、原子力規制委員会の規制基準適合性審査に合格しなければなりません。現在（**2014 年 11 月 21 日時点**）では、川内原発は「規制基準適合性審査」の重要要件の一つ「原子炉設置変更許可」を取得したに過ぎません。この後、「工事計画認可」、「保安規定認可」、「起動前検査・起動後検査」に合格しなければ、規制基準適合性審査に合格したことにはなりません。（**4 頁表 3 参照のこと**）それを伊藤知事は、原子炉設置変更許可が出た段階で、規制基準に適合したものと早とちりをし、同意表明を发出（**2014 年 11 月 8 日**）してしまっているのです。そればかりではありません。薩摩川内市など 5 関係自治体で「再稼働に関する規制基準適合」に関する説明会を開催し、これで地元住民の理解を得た、としています。規制基準適合性審査が終了していない段階で、「川内原発規制基準適合」に関する説明など、規制委員会の田中委員長でもできる芸当ではありません。伊藤氏の焦りぶりを如実にしめす、好例でしょう。（**また伊藤氏が発出した「鹿児島県の同意表明」も無効となります**）

川内原発の立地自治体は少なくとも 9 自治体

それより伊藤氏の焦りぶりは、「鹿児島県」と「薩摩川内市」（**川内原発が直接建っている自治体**）のみが、「川内原発再稼働に同意」を要求されている自治体とし、薩摩川内市長と鹿児島県知事の同意表明だけで、「地元同意」が完了した、としている点に端的に表れています。

実際現在の原子力規制行政を包摂する法体系全体（「原子炉等規制法」「原子力災害対策特別措置法」「原子力災害対策指針」

表 4 衆議院 原子力問題調査特別委員会
2014 年 11 月 6 日 菅直人議員 質疑抜粋

田中俊一：住民の防災避難計画についての法の定めっていうんですか、それは地方自治体が責任を持って策定をするってことになってますので、そのことが法の定めであろうかと思えます。

菅直人：ですから聞いているんです。その部分が法の定めということは、そこがキチンとなっているという何らかの決定とか手続きがなされない限りは、**この炉規制法のほうはあくまで必要条件の一つであって、十分条件ではない**と。そういう理解で、全体の理解はそれでいいのですね？

田中俊一：その通りだと思います。

姉川尚史：失礼いたしました。私の回答を訂正いたします。地域防災業務計画は 30km 圏のものでございます。

菅直人：ということは先ほどのと重ねて言うと、**30km 圏自体がこれでいいと言わないと、スイッチは押せない**。そういう理解でいいんですね？

姉川尚史：はい、えー。・・・**地域防災計画が定まっていなくて、すなわちご理解を頂いていないということであれば、我々事業者として条件が十分ではない**と。再稼働の条件が十分ではないというふうに認識しております。（姉川氏はここでも重要なことを述べている。すなわち少なくとも電気事業者は、地域防災計画が定まっていなくて 30km 圏の自治体が原発再稼働に理解を示していない、と解釈する、と述べている点だ）



【参照資料】菅直人（衆院）原子力問題調査特別委員会 2014 年 11 月 6 日 <https://www.youtube.com/watch?v=aybPr7UYF2I>

など）は、原子力規制委員会の規制基準適合性審査合格だけでなく、すくなくとも原子力災害対策指針でいう「原子力災害対策重点区域（概ね 30km 圏）に属する自治体すべての同意を要求しています。このことは原発を運営する一般電気事業者（電力会社）側も理解しており、例えば 2014 年 11 月 6 日衆議院原子力問題調査特別委員会で、菅直人議員の質問に答えて、電力会社を代表して答弁に立った東電の姉川常務は「**（30km 圏の）地域防災計画が定まっていなくて、すなわちご理解をいただけないということであれば、我々事業者としても、再稼働の条件が十分ではないと認識しております**」と述べています。（表 4 参照のこと）

ところが川内原発の 30km 圏自治体は、長島町、出水市、阿久根市、さつま町、薩摩川内市、いちき串木野市、日置市、始良市、それに鹿児島市の 9 自治体があり（**4 頁図 7 参照のこと**）、現在のところ、正式に同意表明しているのは「薩摩川内市」だけです。鹿児島県知事とすれば、薩摩川内市長や鹿児島県議会だけの同意表明で、地元が同意したと判断するのはとんでもないフライングということになります。伊藤氏が川内原発再稼働をいかに焦っているかの証拠です。

ポスト・フクシマ時代の「立地自治体」概念

実際福島原発事故後（ポスト・フクシマ時代）の「原発立地自治体」概念は劇的に変わりました。しかし劇的に変化した姿はまだ国民的合意が得られる段階に至っていません。どこかその議論すら始まっていません。今回総選挙で、原発問題は重要争点になるのなら（そうしなければなりません）、ポスト・フクシマ時代の立地自治体概念も重要な論議の対象となるべきです。

現在、7 頁表 7 に見られるように、議論すべき「立地自治体概念」は 5 通りの考え方があります。

最初は、「①原発立地自治体とは、直接原発が建っている自治体とそれを包摂する道・県」という考え方です。これはフクシマ事故前の考え方で、伊藤鹿児島県知事が「同意表明」記者会見時に「従来のスキーム」と呼んでいる考え方です。伊藤氏ばかりでなく、電気事業連合会、経産省、あるいはほとんどの大手マスコミ各社が支持している考え方です。当然範囲を拡大すればするほど、再稼働合意はとりづらくなりますから、原発再稼働を焦る側からいえば、フクシマ事故前の考え方が都合がいいわけですが、原発安全神話と訣別しておいて、原発立地自治体の考え方だけは、「原発安全神話時代」のスキームそのままというわけにはいきません。

現実に、現在の原子力規制行政を包摂する法体系全体は、5 頁菅直人氏の衆議院原子力問題調査特別委員会でのやりとりでも見たように、最低限 30km 圏の自治体が「原発地元」、すなわち原発立地自治体とする考え方を採っていますので、フクシマ事故前のスキームは通用しなくなりました。

「特に関心の高い立地及び周辺自治体」

ところが、30km 圏自治体を原発立地自治体として良いのか、という問題が生じています。そこで出てくるのが、2014 年 2 月 19 日の原子力規制委会合で原子力規制庁が提案し、規制委会合で承認された「②特に関心の高い立地及び周辺自治体」をポスト・フクシマ時代の新立地自治体としようという考え方です。この考え方は、一見「原発 30km 圏」、すなわち原子力災害対策指針という「原子力災害対策重点区域」が立地自治体だとする考え方によく似ています。ところがこの規制委会合後の記者会見で田中俊一

委員長が、「一律に 30km 圏とすることはできない。原発地元によって事情が異なるので、一律にはできない。地元地元で話し合って決めてほしい」と述べているように、新立地自治体を単純に「概ね 30km 圏」とできない事情があるのです。（この点は後で詳しく見てみます）

「30km 圏は立地自治体」

原子力災害対策指針という原子力災害対策重点区域、すなわち「③概ね原発 30km 圏」が、原子力規制行政法体系が要求する避難地域、すなわち原発再稼働にあたって同意を必要とする範囲、すなわち原発立地自治体、とする考え方です。この考え方は、前述の菅直人氏の国会質疑でも明らかにされた考え方です。

すなわち、

- ① 原子力災害対策指針（原対指針）は苛酷事故時、30km 圏に避難を義務づけている
- ② それに伴い「避難計画」策定や避難訓練も義務づけている
- ③ ところが当該避難計画に実効性があるのかどうか審査する権限は、法令上誰にもない。
- ④ 従って自治体が、この避難計画に実効性はない、といえ避難計画自体に疑問を呈したことになる。
- ⑤ その場合、法令上 30km 圏自治体は、再稼働に同意したことにならず、規制委の 5 層の深層防護の考え方が根底から崩れることになり、原子力規制行政が成立しない
- ⑥ 従って 30km 圏自治体が事実上再稼働同意権限をもつことになる。
- ⑦ 従って 30km 圏自治体は原発立地自治体である

という考え方になります。もとはといえば、「原発再稼働」に至る法令上の規定を明確にしていない、現在原子力規制行政法体系の不備に根本的問題があるのですが、その不備を補う形で法令上理屈を立てれば上記のようになります。どの考え方を採ろうが原発事故時、避難を強いられる地域は原発立地自治体、という考え方では共通しています。これはフクシマ事故前からそうでした。ですからフクシマ事故前でも原発から 8-10km 圏は原発立地自治体という考え方も存在しました。

<次ページに続く>

表 5 原子力規制庁「立地自治体」の概念

原子力発電所の新規制基準適合性審査の今後の進め方について

平成 26 年 2 月 19 日
原子力規制庁

2. 外部からの科学的・技術的意見の募集について

- 今回の審査がこれまでの基準を抜本的に改正した新規制基準に基づく初めての審査であることに鑑み、「審査書案」に対する科学的・技術的意見を広く募集することとしてはどうか。
- このため、「審査書案」とりまとめ後、意見募集を 4 週間程度実施することとしてはどうか。
- また、**特に関心の高い立地及びその周辺自治体（以下、「立地自治体」という。）**においては、立地自治体からの開催の要請に基づき、その協力を得て共催により、上記意見募集期間中に「公聴会」（仮称）を実施できることとしてはどうか。
- 意見募集及び公聴会で頂いた科学的・技術的意見については、適宜審査結果に反映することとしてはどうか。
- 意見募集及び公聴会については、その基本的考え方について委員会で合意した後、別途適切な時期に、委員会で実施要領を審議することとしてはどうか。

※赤字は当方による強調

【参照資料】第 43 回 原子力規制委員会（2014 年 2 月 19 日）資料 3「原子力発電所の新規制基準適合性審査の今後の進め方について」
<https://www.nsr.go.jp/committee/kisei/h25fy/20140219.html>

表 6 平成 25 年度原子力規制委員会
第 43 回会議議事録 抜粋（2014 年 2 月 19 日）

○櫻田審議官（p11）

・・・また、それに加えて、**いわゆる地元、ここでは立地自治体あるいは周辺自治体をまとめて立地自治体という書き方を**させていただいてございますが、ここは特に関心が高いだろうと思われますので、これらの立地自治体からの開催の御要請があつて、こういった自治体からの御協力をいただける、それから私どもと共催していただけるということでございますれば、意見募集の期間中に、その地元で科学的・技術的な御意見を伺う公聴会、これは仮称ですけれども、を実施することもできるという形にしてはどうかという御提案でございます。

○大島委員（p16）

適合性審査の過程のどこかの段階で、**国民一般あるいは特に立地自治体の意見を聴くということは、丁寧に全体のプロセスを進めるといふ見地からも当然実施されるべきですし、特に今の状況は非常に異常な状況に置かれているわけですので、極めて必要なことだろうと思います。**したがって、2. に書いてあるような大きな枠組みのもとで進めていくことは、私は非常に結構なことだと思います。

※赤字は当方による強調

【参照資料】第 43 回 原子力規制委員会（2014 年 2 月 19 日）議事録
<https://www.nsr.go.jp/committee/kisei/h25fy/data/20140219-kisei.pdf>

川内原発にあてはめてみると

この考え方を川内原発にあてはめて見ると、川内原発から30km 圏の自治体は、前述のように 9 自治体ありますが、明確に再稼働に同意しているのは薩摩川内市長だけで、後の市長は明確な意思表示を行っていません。

それどころかたとえば出水市長の渋谷俊彦氏は「住民が十分理解し納得できないのなら再稼働に向かうべきではない」（2014 年 8 月 6 日、私の電話での取材に同市秘書広報課が確認）とコメントしていますし、いちき串木野市議会は、現在の避難計画に疑問を呈し、「市民の生命を守る実効性のある避難計画の確立を求める意見書」を2014年6月26日に全会一致で採択しています。（表 9 参照のこと）意見書の中では、3 万人いちき串木野市民が、川内原発苛酷事故時、現在の避難計画は全く実効性をもたない理由を具体的に、8 項目にわたって指摘しています。これはいちき串木野市が事実上「避難計画」を審査し、ダメを出した格好で、法令上もいちき串木野市の「審査」は拘束力を持たない、とは誰もいえません。法令上審査権限は誰にもないのでから。

また始良市議会は7月11日にこれも全会一致で「川内原発 1 号機 2 号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書」を採択し、明確に再稼働に反対し、廃炉を求めるとまで踏み込んでいます。（表 8 参照のこと）この意見書で始良市議会は、「住民の安全を守る」一点で一致して、川内原発再稼働に反対し廃炉を求めます、と述べ、再稼働に焦る伊藤知事については、県民の安全確保上重要な問題が解決するまでは、拙速に川内原発再稼働に動かないように、と述べています。

こうした地元の状況では、先ほどの「30km 圏は立地自治体」という考え方にあてはめてみると、安倍首相の強力な政治判断でもあれば話は別ですが、九州電力川内原発再稼働は、一般マスコミの「川内原発再稼働決定」の報道とは裏腹に、**再稼働の法令上の十分条件を満たしていない**、ということになります。

表 8 始良市議会で全会一致決議された「川内原発 1 号機 2 号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書」

川内原発 1 号機 2 号機の再稼働に反対し 廃炉を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発生から 3 年になりますが、いまだに収束していません。原因が究明されない中での再稼働は、許されるものではありません。

原発事故の避難計画も風向によっては、迅速な対応が求められるが明らかになっていません。また、避難後の生活がどのようなのか明確に示されておらず、住民は避難計画に不安を持っています。

県民の生活と安全に責任を持つ鹿児島県知事は、県民の安全確保上重要な課題が解決するまでは、拙速な川内原発 1 号機 2 号機再稼働に反対し廃炉を求め、国及び原子力規制委員会に対応することを求めます。

記

「住民の安全を守る」一点で一致して、川内原発 1 号機 2 号機再稼働に反対し廃炉を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 7 月 11 日
始良市議会議長 湯之原 一郎
鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 殿

（※赤字は当方の強調）

【資料出典】鹿児島県始良市市議会『原発に関する意見書』（平成 26 年第 2 回定例会）

表 7 「立地自治体」に関する様々な考え方

- ①直接原発立地自治体及び立地道・県（または原発から 8 ～ 10km の自治体）
鹿児島県・内閣・経産省・電気事業連合会の見解
（原発安全神話時代の立地自治体概念そのまま）
- ②特に関心の高い立地及び周辺自治体＝新立地自治体
原子力規制委員会・原子力規制庁の見解
（原発安全神話訣別後の考え方の 1 つ）
- ③概ね原発 30km 圏
現行原子力災害対策指針を基本とする考え方
（原発安全神話訣別後の考え方の 1 つ）
- ④原発 100km 圏
現行原子力災害対策指針の想定避難区域
（原発安全神話訣別後の考え方の 1 つ）
- ⑤原発 250km 圏
大飯原発差し止め訴訟福井地裁判決を演繹した考え方
（原発安全神話訣別後の考え方の 1 つ）

* いずれの考え方とも原発事故発生時の避難範囲は「**原発立地自治体**」とする点では共通している

* これは別に前滋賀県知事嘉田氏は「**被害地元**」という考え方を提出している。「被害地元」は必ずしも苛酷事故時「避難」を伴う考え方ではない

表 9 いちき串木野市 意見書

市民の生命を守る実効性のある避難計画の 確立を求める意見書

2011 年 3 月 11 日、東北地方太平洋沖地震によって福島第一原発事故が発生しました。事故収束の見通しは立たず、放射能汚染永の対策は混迷を極め、今なお、十数万人の人々が故郷を追われ避難生活を余儀なくされています。

福島県は本年 4 月 30 日、福島原発で新たな事故が起きた場合を視野に、約 47 万人の避難を想定した広域避難計画を策定しました。

本市においても「原子力災害住民避難計画」を策定し、去る 6 月 18 日から 20 日まで羽島小学校体育館、市民文化センター、いちきアクアホールの 3 会場で説明会が開催され、市民の皆さまから避難計画に対する切実かつ深刻な意見が述べられました。

その内容は

- 県道川内・串木野線は狭陰で、地震による崖崩れの場合は避難そのものができなくなる。また、海拔も低く浮波が伴ったら通行不能となるため、避難道路の整備を優先すること。
 - 国道 3 号、270 号が避難ルートとして示されているが、避難車両の台数や地震・津波等による道路事情によっては大渋滞が予測される。市民の大量被ばくを防止するために 30km 圏外へ数時間以内で避難できる計画を策定すること。
 - 30km 圏内の全ての病院や福祉施設の患者、入所者など要援護者や降がりが、高齢者など災害弱者の避難・誘導・搬送を確実にスムーズに行える計画とするとともに、避難先でも避難前と同じサービスが受けられる計画にすること。
 - 保育園、幼稚園、小中学校の園児・児童・生徒を避難させるためのバスや運転者が確実に確保される計画であること。
 - 05km から 30km 圏内のヨウ素剤服用の説明と配布に関して、現実的な実施計画を策定すること。
 - スクリーニングの場所、方法、除染後の排水対策などを確定すること。
 - 避難先として指定されている場所（受入先自治体）は、秋から春にかけて風下となるため、あらかじめ複数の避難先・避難経路を設定すること。
 - 始良カルデラ等の火砕流や火山灰による火山リスクを想定し、避難計画に盛り込むこと。
- などであります。

いちき串木野・3 万市民の不安や疑問を払拭し、いのちとくらしを守る避難計画となるように強く求めます。

平成 26 年 6 月 26 日
鹿児島県いちき串木野市議会議長 下迫田 良信

【資料出典】鹿児島県いちき串木野市市議会（平成 26 年 6 月第 2 回定例会）

100km 圏も避難の対象

30km 圏は苛酷事故時避難の対象、すなわち 30km 圏の自治体は「原発立地自治体」とする考え方は今の情勢では法体系全体が想定している考え方であることは確実です。ところが、法令上原発立地自治体が 100km 圏まで拡大する可能性があるのです。

原発立地自治体の概念は、苛酷事故時避難の想定範囲の自治体という概念が下敷きになっていることは前に見ました。従って苛酷事故時避難の想定範囲が拡大すれば、それに伴い「原発立地自治体」の範囲が拡大することになります。苛酷事故時の想定避難範囲の法令上の根拠は、原子力災害対策指針に求められます。表 11 は、原子力災害対策指針の「原子力災害対策重点区域」を抜粋引用したのですが、今のところ（イ）PAZ と（ロ）UPZ は「概ね 30km 圏」として明確に避難対象区域となっています。

今問題は（ハ）PPA です。PPA は 30km 圏外であっても、苛酷事故時ブルーーム（放射能雲）が通過し、避難対象となる被曝（1 週間連続して空間線量率 20μSv/h=OIL2）をする可能性のある区域のことです。これは、フクシマ原発事故時、たとえば原発から 50km 以上離れた飯館村が避難の必要が生ずるほどの被曝線量だった事を考えれば、当然の懸念で、むしろ 30km 圏外では避難区域は発生しない、と考えることの方が不自然です。

ところが原子力災害対策指針（2013 年 9 月 5 日全部改正版）では、「PPA」については「具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後…検討しつつ、本指針に記載する」と書いてから早や 1 年以上が経過します。つまり原対指針はいまだに PPA の具体的な避難範囲や考え方について明確にしていないのです。表 10 は、規制委の放射性物質拡散シミュレーション（2012 年 12 月）の結果に基づいて、各原発から 100km 地点予測被曝線量を一覧表にしたものです。ご覧になっておわかりのように、いずれも年間被曝線量に換算して 100mSv 以上になっており、少なくともこの範囲は「PPA」（UPZ 外の OIL2）となる可能性をもっています。

「PPA」の範囲と防護措置（その中心は避難です）を 1 年以上経っても決めないのは、想定避難範囲が拡大し、それに伴って原発立

表 10 規制委放射性物質拡散シミュレーションによる 原発から 100km 圏の 1 週間被曝実効線量 (単位：ミリシーベルト)			
原発名	電力会社	1 週間被曝線量	年間被曝線量
泊原発	北海道電力	3.94	204.9
東通原発	東北電力	2.76	143.5
女川原発	東北電力	4.85	252.2
福島第二原発	東京電力	7.67	398.8
東海第二原発	日本原電	2.06	107.1
柏崎刈羽原発	東京電力	18.49	961.5
敦賀原発	日本原燃	3.16	164.3
志賀原発	北陸電力	3.74	194.5
浜岡原発	中部電力	12.27	638.0
美浜原発	関西電力	3.54	184.1
大飯原発	関西電力	10.00	520.0
高浜原発	関西電力	9.00	468.0
伊方原発	四国電力	4.32	224.6
島根原発	中国電力	4.59	238.7
玄海原発	九州電力	8.59	446.7
川内原発	九州電力	2.92	151.8

拡散シミュレーションにおいて風向きや気象条件によって、被曝する可能性のある 100km 地点での被曝線量を表示している。

地自治体範囲が拡大し、ますます地元合意が採りづらくなるので、公表しないのでは、と私は邪推していますが、**原対指針改正の本身によつては、立地自治体が 100km 圏まで拡大する可能性**が大いにあります。

表 11

原子力災害対策指針 抜粋

※赤字は当方による強調

◆ p 36-p38

(3) 原子力災害対策重点区域

②原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害対策重点区域の設定に当たっては、原子力施設の種類のに応じた当該施設からの距離をその目安として用いることとする。

(i) 実用発電用原子炉の場合

実用発電用原子炉の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定める。

(イ) 予防的防護措置を準備する区域（PAZ: Precautionary Action Zone）

PAZ とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、先述の EAL に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZ の具体的な範囲については、IAEA の国際基準において、PAZ の最大半径を原子力施設から 3 ～ 5 km の間で設定すること（5 km を推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径 5 km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

(ロ) 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone）

UPZ とは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、先述の EAL、OIL に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZ の具体的な範囲については、IAEA の国際基準において、UPZ の最大半径は原子力施設から 5 ～ 30 km の間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね 30 km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

(ハ) ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA: Plume Protection Planning Area）の検討UPZ 外においても、ブルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZ の目安である 30 km の範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。

ブルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、ブルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ 外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。

以上を踏まえて、PPA の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、本指針に記載する。

【参照資料】原子力規制委員会「原子力災害対策指針」
https://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/130905_saitaishishin.pdf

250km 圏もあるいは「原発立地地元」

原子力規制行政の進展、拡大・深化の観点からではなく、日本国憲法遵守の立場から見て、原発立地地元は 250km 圏とする考え方もまた存在します。

2014 年 5 月 21 日、「福井から原発を止める裁判の会」などが中心になって福井地裁に提訴していた「関西電力大飯原発 3・4 号機運転差止請求」（原告団長：中島哲演氏）に対する福井地裁判決が出されました。判決は、「大飯原発から 250km 圏に居住する 166 名に対する関係で、大飯原発の運転差止を命ずる」というものでした。この時事件を担当した樋口英明裁判長は、原告側の準備した周到な訴状と関西電力の反論を詳細に比較検討し、「生存を基礎とする人格権が公法・私法とを問わず最高の価値をもつ」とし、「**原発に求められるべき安全性、信頼性は高度なものでなければならず、万一の場合でも放射性物質の危険から国民の安全を守る万全の措置がとられていなければならない**」（「大飯原発 3,4 号機運転差止請求事件判決要旨」2014 年 5 月 21 日福井地裁）と大飯原発が苛酷事故を起こした場合、住民の人格権を侵害するとししました。そしてその範囲を、東京電力福島第一原発事故の際、「半径 250km 圏の住民が避難しなければならない可能性」について、当時の原子力委員会の近藤駿介氏が当時の菅直人総理大臣に報告していたことを根拠として、大飯原発の運転・稼働は、250km 圏の住民の人格権を侵害するおそれがあるとして運転差止を命じたのです。

この福井地裁の判決も、避難しなければならないことを要件として、原発苛酷事故の際の原発地元の範囲を決めた、ということができると思います。（7 頁表 7 の⑤を参照のこと）

この福井地裁判決を踏まえれば、**原発 250km 圏が避難範囲、すなわち原発地元、250km 圏内の自治体はすべて「原発立地自治体」という解釈が可能であり、またこれら自治体の再稼働同意がなければ原発を動かすことができない、という解釈もまた可能**です。

またこの解釈は、250km 圏自治体ということは事実上、日本のほぼ全ての自治体を含むことになり、期せずして**原子力規制委員会の田中俊一委員長が、「日本国民全体が、原発再稼働はダメだ、ということになれば原発の再稼働はむづかしい、と思う」と述べていることとも一致**します。

この福井地裁判決は、事実上日本の原発の息の根を止めてしまうほどの影響力をもつ画期的な判決で、被告でありまた電気事業連合会の会長会社である関西電力にとっても企業の命運を左右するような、重要な判決ですから、関西電力は判決当日直ちに判決を不服として、上級審である名古屋高等裁判所に控訴しました。担当するのは名古屋高裁金沢支部ですが、その控訴審の第 1 回口頭弁論が 2014 年 11 月 5 日に開かれました。

表 12 はその時の、金沢支部裁判所と被告である関西電力とのやりとりです。**判決を不服として関西電力は控訴したにも関わらず関西電力は、1 審判決（福井地裁判決）を覆すだけの新たな証拠や証人を出すことができなかったばかりか、その見通しすら金沢支部に示しませんでした。**これに対して金沢支部は、「被告は何をやっているんだ」とかなりキツイ言葉でなじっています。

実際、憲法を根拠法として使ったこの裁判で、関西電力が 1 審判決を覆す証拠、あるいは証人の証言を示すことは難しいと思います。そのためには、関西電力は、少なくとも自社原発設備で、「万が一」にも、絶対に苛酷事故を起こさないことを証明しなければならないからです。

あるいは、関西電力は、できるだけ裁判に時間をかけて、公判を引き延ばして時間稼ぎをし、その間に既成事実を積み上げて（つまり原発を再稼働させて）、裁判自体をうやむやにしておもうという戦術なのかも知れません。

表 12 関西電力大飯原発 3・4 号機運転差止請求控訴事件 名古屋高裁金沢支部、被告関西電力に対して… 「何をやっているんだ、と言わざるを得ない」

関西電力大飯原発 3・4 号機の運転差止を命じた福井地裁判決を不服として被告関西電力が名古屋高等裁判所に控訴しました。担当は名古屋高裁金沢支部ですが、この控訴審の第 1 回口頭弁論が 2014 年 11 月 5 日同金沢支部で開かれました。

福井地裁判決は、大飯原発から半径 250km 圏の住民の「人格権」を侵害するとして大飯原発運転差止を命ずる日本の原発史上画期的な判決であり、事実上日本の原発すべての息の根を止めてしまう内容をもっているだけに、関西電力としては上級審に控訴せざるを得ないわけですが、その第 1 回の口頭弁論で、関西電力は福井地裁判決を不服とするに足る新たな証拠を示すことができなかったばかりか、その証拠を示す見通しすら示すことができませんでした。これでは裁判が始められないばかりか、関西電力が控訴するに足る十分な理由があるのかどうかすら疑わしいと、名古屋高裁金沢支部が関西電力を厳しくなじるシーンです。文中「裁判所」は「名古屋高裁金沢支部」、「一番被告」とあるのは「関西電力」です。

裁判所：今日、まず出発点として基本的にお伺いしたいのは、関西電力、原告を含めて今後どういうことを進行としてお考えになっているのか。主張はもちろん、証拠調べについて、こういう証人を考えているとかの基本的なことを双方から聞かないと、いつ頃第 1 回（公判）期日を入れて、どれくらいの期間をおいて、1 期日に付きどれくらいの時間をとるのか、そういうところに全部影響してくる。決まっていなくてということであれば、いつ頃までに、どの程度の目処がつくのか。そういうことを聞きたい。関西電力は、どうか。

一番被告：まず、一番原告（「福井から原発を止める裁判の会」原告代表：中島哲演氏 訴訟代理人：佐藤辰弥弁護士ら）の控訴理由に対する認否反論は第 1 回期日までにする。その余に関しては、まず、安全性を説明する書面を提出予定。現時点で、具体的に主張を予定しているのは、それくらいである。

裁判所：これは第一審ではなく控訴審であるので、第一審判決を踏まえて、ここでの立証が足りなかったとか、そういうお考えであれば、書証で足りるのか、証人尋問ということになるのか、どうやって全体の計画をたてるのか、ということになるので、今の話では不満である。

一番被告：現在、基準地震動については再検討中である。（!! 基準地震動は重要争点の 1 つ。これでは裁判にならない）これに関して主張できる段階になれば、主張したいと考えている。現時点で具体的にいつか、ということは、明言できない。

裁判所：さっきから申し上げているように、一審判決を踏まえて、その上で、ということなので、今の回答では不満がある。だから、この点が問題であり、それについて、学者なりの証人尋問を考えており鋭意交渉中である、とか、そういうところをある程度。

一番被告：鋭意、検討したいと思う。次回、席を設けていただければそのときに話したい。

裁判所：裁判所としては全然納得できない。次回は、今言ったように、証人を立てるのか立てないのか、交渉具合はどうなのかを含めて、もうちょっと具体化した話をしていただかねば、何をやっているんだ、ということをやわらせていただかねばならない。

ついに裁判所も爆発、といった格好です。できるだけ裁判を長引かせて、その間に既成事実を積み上げてしまおうという関西電力の戦術が見え透っています。しかし関西電力がタカを括っていることがあります。その間も大飯原発運転差止命令を出した福井地裁判決は有効であり、有効である以上に多くの日本の市民に影響力と説得力をもつ、という事実です。

【参照資料】『平成 26 年（ホ）第 126 号大飯原発 3、4 号機運転差止請求控訴事件一審原告 松田正外 187 名一審被告関西電力株式会社 進行に関する意見書』（一審原告ら訴訟代理人弁護士佐藤辰弥氏らが名古屋高等裁判所金沢支部第 1 部 C 1 係に提出。2014 年 11 月 5 日）

「原発再稼働反対決議」、「原発立地自治体宣言」を出すこと

こうしてみると、まだまだ「原発立地自治体」の範囲は流動的であり、今必要なことは、自治体首長や自治体議会が最寄りの原発に関して「再稼働反対決議」やうちは「原発立地自治体だ」と『原発立地自治体宣言』を出し、積極的に再稼働問題に介入していくことだと思います。今にして思えば、なぜ原子力規制委員会と電気事業連合会（その背後には経産省官僚が存在することは確実だと思えます）が、イの一番に「川内原発」に白羽の矢を立てたのかわかります。川内原発地元が一番反対が少なく、地元合意が取りやすい、からだっただろうと思います。それが始良市議会やいちき串木野市など思わぬ抵抗にあって、伊藤祐一郎鹿児島県知事の焦りを誘ったのだと考えられます。

日本経済新聞といえば、かつて日本原子力産業協会の会長を出したほど（**圓城寺次郎元社長**）の代表的な原発推進新聞です。原発推進勢力からして見ると、絶対安全パイの川内原発地元から「再稼働反対・廃炉を求める」などという決議が出てくるなどは考えてもみなかった事態だと私は思います。そうした彼らの意外感、2014年7月19日付日本経済新聞が、「川内原発再稼働反対・廃炉を求める決議」を行った始良市議会の湯ノ原一郎氏へのインタビュー記事タイトルに象徴的に現れています。『川内原発再稼働“反乱”の真相』が記事タイトルです。（表13参照のこと）原発再稼働を進めたい勢力にとっては、始良市議会決議はまさしく『反乱』としか映らなかったのでしょう。しかし始良市民にとって、反乱でもなんでもなく、始良市民の生命と安全を守る当然の行為でした。そしてこれが、全ての自治体の第1番目の任務なのです。

始良市は日本国のために存在するのではなく、始良市民のために存在するので「反乱」などとは失礼極まりない、いいがかりです。

今原発再稼働を進めたい人たちに取って望ましいのは、図8で朝日新聞に投書している札内僚君の姿勢でしょう。（**札内君は「再稼働に突き進む故郷を憂う」と結んでいます。私は札内君に、「川内原発再稼働は決定していない、マスコミに欺されてはいけません。憂いている場合ではありません」といってやりたい気がします**）つまり川内原発再稼働は、既定事実、すでに決定したものと諦めてくれる姿勢が一番望ましい姿勢です。“諦め”ほど有り難いことはありません。逆に“闘う姿勢”ほどやりにくいものはありません。

川内原発再稼働、まだまだ流動的です。「原発立地地元」の範囲はもっと流動的です。原発再稼働の是非、勝負はやっと始まったばかりです。

折しも、「欲張り」安倍首相の国会解散、2014年12月、「たなぼた」総選挙が、事実上今日から始まります。

図8 朝日新聞（大阪本社版）「声」掲載投書文書

2014年(平成26年)11月15日 土曜日 10版 オビニオン 10

川内原発再稼働 故郷を憂う
大学生 札内 僚
(東京都 22)

鹿兒島から上京して一年半。都会の雑踏と喧噪の中で、火山灰を気にした故郷の日々を思い出す。先日、川内原発の再稼働が事実上、決定した。賛成か反対かを明確にするための時間や情報不足に感じている人もいる。鹿兒島に住む友人はこう話す。「原発が動けば、街は元気になるかも知れない。しかし、また福島のような悲劇が起こるのではないかとこの思いが頭から離れない。頭のように思いが強い言葉で勝手に話を進めていって、私たちは完全に取り残されている。みんな

で考え、勉強し、議論する時間がもう少し欲しい」と。鹿兒島にいながら、「蚊帳の外」で議論を見守るだけの不安は察するにあまりある。再稼働の話が持ち上がってから今までに費やした時間は、鹿兒島と日本の未来を考えるのに十分な時間だったか。国民全体で、再稼働の是非を考える時間がもう少し欲しかった。校島は今日も噴煙を上げているだろう。風向きが気になる。降り積もるのが火山灰であるうちはまだよい。遠く離れた東京で空を見上げ、スピード決着で再稼働に突き進む故郷を憂う。

表13 日本経済新聞（2014年7月19日）意見書決議後、始良市議会議長 湯ノ原一郎氏への取材記事

川内原発再稼働「反乱」の真相 始良市議会議長に聞く

2014/7/19 2:00

原子力発電所の再稼働に、全国で最も前向きとみられてきた鹿児島県の自治体。だが原子力規制委員会が九州電力川内原発（鹿児島県薩摩川内市）の安全審査合格を内定した16日の直前に、原発から30キロメートル圏内にある始良（あいら）市の市議会が「川内原発の1、2号機の再稼働に反対し廃炉を求める」意見書を可決した。早期の再稼働を目指す九電や鹿児島県にとっては思わぬ反乱が足元から起こった。始良市議会の湯ノ原一郎議長に意見書の狙いや背景を聞いた。

——始良市議会は7月11日に、再稼働に反対し廃炉まで求める意見書を大差で可決しました。

「私たちが最も言いたいのは、国が私たち市民を原発事故が起きた場合、どう守ってくれるのかという点だ。原子力規制委は安全審査に『合格』は出しても、『事故がゼロになる』とはしていない。たとえ原発の新しい安全神話を語られても、東京電力福島第1原発事故の状況を見た後では信じられない。私たちが知りたいのは、今回の安全審査で原発のリスクがどこまで減らせたのかだ。それについて国から説明が全くない。それが大きな不満だ。国への不信感が今回の再稼働に反対する意見書の可決につながった」

——川内原発がもう少しで安全審査合格になるときに、可決したのはなぜでしょう。

「規制委が16日に川内原発の安全審査合格を内定した。もう少し慎重にという声もあったが、10月にも再稼働するという、このタイミングで出さなければ間に合わないという市議の意見が多かった。次の秋の議会で決めても意味がない」

——原発から30キロ圏の緊急時防護措置準備区域（UPZ）に入る住民はわずかです。

「確かに始良市で30キロ圏に住むのは、9世帯11人と他の周辺自治体に比べれば少ない。だが人数の問題ではない。30キロ圏外でも『本当に安全なのか、大丈夫なのか』という市民の不安の声はかなり強く、私たちもしょっちゅう耳にする。会派を超え、市議のほぼすべてが賛成したのはその危機感の表れだ」

——鹿児島県の伊藤祐一郎知事は、再稼働への地元同意は県知事と県議会、薩摩川内市長と市議会です。十分で他の自治体は必要ないとしています。

「伊藤知事は体の不自由な要援護者の避難計画についても県が定めた30キロ圏は現実的でなく、10キロ圏ぐらいまで作っておけばいいとっている。健康な人だけ逃げればいいのか。県が策定した避難計画のシミュレーションでも、平時のみを想定したような内容が多い。乗用車での避難を前提にしているが、運転できない人はどうなるのか。避難計画で示された避難経路も、地震による崖崩れや津波で実際には使えないと想定される。全部でないが、不備が目立つ」

——ほかに不満はありますか。

「例えば原発事故が発生したときに、薩摩川内市から始良市に避難した人たちの生活をどう保証していくのかを全く示していない。再稼働の地元同意については、30キロ圏の首長、議会の声を知事は聴くべきだ。こうしたことを考えた上で、再稼働反対の意見書を伊藤知事に提出した。県民の命と安全を守る立場にある知事は意見書を軽く扱ってらうっては困る」

（鹿児島支局長 近藤英次）